

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言時下の
当会相談事業の対応について（お願い）

令和2年4月7日に発表されました「新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言」を受け、以下の相談事業につきまして対応を変更しております。

【各種相談事業】

県民センター相談

→電話相談のみの対応

毎週月曜日：044-549-7000

受付時間：9：00～12：00、13：00～16：00

毎週金曜日：045-312-1121

受付時間：9：00～12：00、13：00～16：00

苦情相談窓口

→休止

県民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。